

1 文化センター施設使用料

(1) 基本使用料

(単位 円)

使用施設 \ 使用区分	昼間 (9時～17時) 1時間当たり	夜間 (17時～22時) 1時間当たり	全日 (9時～22時)
ホール	4,900	5,840	68,400
ホール(2分の1使用)	3,700	4,400	51,600
ホール(舞台のみ)	2,450	2,920	34,200
第1楽屋	550	650	7,650
第2楽屋	330	400	4,640
第3楽屋	330	400	4,640
第4楽屋	330	400	4,640
リハーサル室兼展示室	1,100	1,300	15,300
第1会議室	550	650	7,650
第2会議室	550	650	7,650
和室	1,100	1,300	15,300
創作室	550	650	7,650
陶芸室	550	650	7,650
アトリエ	550	650	7,650
調理実習室	550	650	7,650
プラネタリウム室 (視聴覚利用)	2,200	2,600	30,600
ギャラリー	1,700	2,000	23,600
ホワイエ (ホール利用を伴わない場合)	1,700	2,000	23,600

※備考

- 基本使用料の使用施設の欄中「ホール(2分の1使用)」とあるのは、舞台及びホール座席前方部258席のみを使用する場合とする。
- 使用する時間が1時間に満たない時は、これを1時間に切り上げて計算する。

(2) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収 加算料	入場料が1,000円以下の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が3,000円を超える場合にあつては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の100に相当する額
時間外使用料	昼間、夜間以外の時間に使用する場合は1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の100分の120
準備等使用料	施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の60に相当する額
営業使用料	施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の200に相当する額

※備考

- 1 特別使用料の種別の欄中『入場料徴収加算料』、『時間外使用料』、『準備等使用料』及び『営業使用料』とあるのは、それぞれ次にあげる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料

ホール又はリハーサル室兼展示室の利用者が、当該ホール又はリハーサル室兼展示室を使用するに際し、当該ホール又はリハーサル室兼展示室に入場する者から入場料を徴収する場合に加算される使用料。

(2) 時間外使用料

利用者が、午前9時以前又は午後10時以降に使用する場合は使用料。

(3) 準備等使用料

ホール、リハーサル室兼展示室又は楽屋を開演前後の練習又は準備のために使用する場合は使用料。

(4) 営業使用料

利用者が入場料を徴収しないで、物品の宣伝販売等の営業的性格を有する目的で使用する場合は使用料。

- 2 入場料とは、入場料、会費その他名称のいかにかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合はその最高額とする。
- 3 使用する時間が1時間に満たない時は、これを1時間に切り上げて計算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 使用時間には、準備及び片付けの時間を含む。

2 文化センター冷暖房使用料

施設の別	使用料の額（1時間当たり）
ホー ル	基本使用料の額の100分の160
第1楽屋	100分の20
第2楽屋	100分の20
第3楽屋	100分の20
第4楽屋	100分の20
リハーサル室兼展示室	100分の50
第1会議室	100分の40
第2会議室	100分の40
和室	100分の40
創作室	100分の40
陶芸室	100分の40
アトリエ	100分の40
調理実習室	100分の40
プラネタリウム室（視聴覚利用）	100分の40
ギャラリー	100分の100

3 附属設備等使用料

附属設備等使用料

区分	番号	設備名称	施設名	単位	使用料(円)	備考
舞台設備	1	音響反射板(天板ライト含む)	大ホール	1式	3,300	
	2	平台	ホール共通	1台	120	
	3	開き足	ホール共通	1台	120	
	4	箱足	ホール共通	1台	60	
	5	木台	ホール共通	1台	60	
	6	毛仙	ホール共通	1枚	120	
	7	松羽目	大ホール	1式	1,100	
	8	長座布団	ホール共通	1枚	120	
	9	高座用座布団	ホール共通	1枚	120	
	10	金屏風	大ホール	1双	1,100	
	11	地絨り	ホール共通	1枚	430	
	12	上敷ござ	ホール共通	1枚	120	
	13	ケコミパネル	ホール共通	1枚	60	
	14	ポログラムスタンド	ホール共通	1台	60	
	15	国旗	ホール共通	1枚	110	
	16	県旗	ホール共通	1枚	110	
	17	町旗	ホール共通	1枚	110	
	18	横看板	ホール共通	1式	220	
	19	演台	大ホール	1台	1,100	
	20	演台	展示ホール	1台	220	
	21	司会者台	ホール共通	1台	220	
	22	指揮者台	ホール共通	1台	220	
	23	譜面台(指揮者用)	ホール共通	1台	120	
	24	譜面台(演奏者用)	ホール共通	1台	120	
舞台音響設備	25	音響拡声装置	大ホール	1式	1100	
	26	音響拡声装置	展示ホール	1式	550	
	27	三点吊りマイクロホン	大ホール	1式	1100	
	28	ワイヤレスマイクロホン	ホール共通	1本	330	
	29	コンデンサーマイクロホン	ホール共通	1本	330	
	30	ダイナミックマイクロホン	ホール共通	1本	330	
	31	マイクスタンド	ホール共通	1本	330	
	32	カセットテープレコーダー	ホール共通	1台	550	
	33	CD プレーヤー	ホール共通	1台	550	
	34	MD プレーヤー	ホール共通	1台	550	
	35	モニタースピーカー	ホール共通	1台	550	

区分	番号	設備名称	施設名	単位	使用料 (円)	備考
舞台照明設備	36	ボーダーライト	大ホール	1列	1,100	
	37	サスペンションライト	大ホール	1列	1,100	
	38	サスペンションライト	展示ホール	1列	550	
	39	アッパーホリゾンライト	大ホール	1列	1,100	
	40	シーリングライト	大ホール	1列	1,100	
	41	シーリングライト	展示ホール	1列	550	
	42	センターフォローピンスポットライト	大ホール	1台	1,100	
	43	ローアホリゾンライト	大ホール	1台	330	
	44	フロントサイドライト	大ホール	1台	330	
	45	スポットライト	ホール共通	1台	330	
	46	ミラーボール	ホール共通	1台	530	
	47	持込機器	ホール共通	1kw	330	
	48	エフェクトマシーン	大ホール	1台	530	
	楽器	49	ピアノ(スタンウェイ)	ホール共通	1台	10,500
50		ピアノ(国産)	ホール共通	1台	3,300	
その他	51	ビデオプロジェクター	ホール共通	1式	2,000	
	52	ワイヤレスポータブルアンプ	共通	1式	2,000	ワイヤレスマイク2本まで
	52	焼窯	陶芸室	1時間	110	
	53	土練機	陶芸室	1台	110	
	54	電動ろくろ	陶芸室	1台	110	
	55	写真引伸機	陶芸室	1式	530	
	56	調理器具セット	調理室	1式	530	
	57	拡声装置	プラネタリウム	1式	550	
	58	茶道具セット	和室	1式	1,050	
	59	長机	共通	1台	100	
	60	椅子	共通	1脚	50	
	61	長机・椅子 A セット	共通	1式	7,000	長机35台、椅子199脚まで
	62	長机・椅子 B セット	共通	1式	4,000	長机20台、椅子100脚まで
	63	長机・椅子 C セット	共通	1式	2,000	長机10台、椅子50脚まで
	64	公演基本 A セット	大ホール	1式	3,000	演台1台、司会者台1台、 看板1式、音響拡声装置1式、
65	公演基本 B セット	リハーサル室 兼展示室	1式	2,000	ワイヤレスマイクロホン4本、 マイクスタンド4本まで	

備考

1. 付属設備等使用料の施設名の欄中「ホール共通」とあるのは、大ホール又はリハーサル室兼展示室における使用をいう。
2. 第1会議室又は第2会議室（以下「会議室」という。）を使用する場合において、会議室に常設される長机及び椅子のみ使用する場合は、無償とする。
3. この表に基づいて算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。